

都市計画法第 29 条第 1 項開発許可申請書添付書類および図面
(都市計画法第 35 条の 2 開発変更許可申請書添付書類および図面)

書 類 名	法 29 条			備 考	綴 じ る 順
	自 己		そ の 他		
	居 住 用	業 務 用			
開 発 行 為 許 可 申 請 書 （開発行為変更許可書）	○	○	○	申請年月日も忘れずに記入のこと。	1
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 名 の 名 称 一 覧 表	○	○	○	地番の若い順に、町名、地番、地積（公簿）、所有権者その他の権利者を記入し、申請書と割印すること。	2
委 任 状	○	○	○	他人に申請手続きを委任する場合に添付し、委任を受けるものの住所・氏名・電話番号を記入のこと。又申請者が法人の支店の場合は本店からの申請代理の委任状が必要である。	3
申 請 者 の 印 鑑 証 明 書	○	○	○	市長が法 32 条協議書を受付した日以前 3 ヶ月以内のもの。法人の場合は、資格証明書も添付すること。	4
法第 32 条の規定による 公 共 施 設 の 管 理 者 の 同 意、協 議 を 証 す る 書 面	○	○	○	法第 32 条に基づく市長の同意書、必要に応じて岸和田土木事務所長等の同意書、協議書。正本に写しを副本に原本を添付すること。	5
法第 32 条、令第 23 条 の 規 定 に よ る 同 意、 協 議 書 の 経 過 表 お よ び 事 前 協 議 書	○	○	○	申請者が協議した事項について経過表を作成し添付すること。事前協議書は、原本を正本に添付すること。	6
設 計 説 明 書	○	○	○	実測で記入のこと。	7
従 前 及 び 新 た な 公 共 施 設 一 覧 表	○	○	○	32 条協議複数（市、府等）の場合まとめたものを添付すること。	8
設 計 者 の 資 格 に 関 す る 調 書	○	○	○	調書以外に卒業証明書又は免許書（写しの場合は原本と照合します）を添付すること。 ただし 1 ha 未満の開発工事の場合は不要。	9
開 発 者 の 資 力 に 関 す る 調 書		○	○	調書以外に業務経歴書、宅地建物取引業の免許書等の写し、2 年間の納税証明書（法人の場合は法人税・法人事業税、個人の場合は所得税・個人事業税）預金残高証明書等を添付すること。（自己業務用の 1 ha 未満は不要）	10
工 事 施 行 者 に 関 す る 調 書		○	○	調書意外に、事業経歴書、建設業の登録証明書等を添付すること。（自己業務用の 1 ha 未満は不要）	11

書 類 名	法 29 条			備 考	綴 じ る 順
	自 己		そ の 他		
	居 住 用	業 務 用			
資 金 計 画 書		○	○	当該開発行為に関する収支計画、年度別資金計画等。 （自己業務用の 1 ha 未満は不要）	12
権 利 者 の 同 意 書	○	○	○	開発区域内及びその関連工事の区域内の土地又は工作物について、開発行為の施行又は工事の実施の妨げとなる所有権、地上権、抵当権等の権利者の同意書。各権利者の印鑑証明は市長が法 32 条協議書を受付した日以前 3 ヶ月以内のものを添付すること。	13
土 地 登 記 事 項 証 明 書	○	○	○	上記関係権利者の権利を明らかにした登記事項証明書は市長が法 32 条協議書を受付した日以前 3 ヶ月以内のものを添付すること。	14
地 籍 図	○	○	○	法務局の証明に、施行区域を黄色で塗ること。 （転写・合成の場合は、転写場所、転写・合成年月日及び転写・合成した者の氏名を記入のこと）	15
工 場 危 険 物 調 書		○	○	予定建築物の用途が、工場、危険物貯蔵庫等の場合に必要。（調書は建基法の用紙を使用すること）	16
水 利 権 利 者 の 同 意 書	○	○	○	雨水、汚水を放流する水路の水利権利者の同意書。 （要原本照合）	17
消 防 の 同 意	○	○	○	（要原本照合）	19
給水が可能であることを証する書面		○	○	（要原本照合）	20
道 路 境 界 確 定 図		○	○	施行区域内および周辺に接している場合に必要。 （要原本照合）	21
河 川 水 路 境 界 確 定 図	○	○	○	同 上 （要原本照合）	22
里 道 境 界 確 定 図	○	○	○	同 上 （要原本照合）	23
占 用 許 可 書	○	○	○	河川、水路、里道、道路等を占用する場合に必要。 （要原本照合）	24
河 川 法 等 の 許 可 書	○	○	○	河川法等其他法令の許可を要する場合その許可書。 （要原本照合）	25
その他必要と認める書類及び図面	○	○	○		26